

鳥取市社会福祉法人連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、鳥取市社会福祉法人連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、鳥取市内の社会福祉法人の組織化を図り、各法人の専門性を活かし、住民と共に地域課題の解決のため、連携して地域公益活動等に取り組むことで、住みやすい安心して暮らせる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 連絡会の会員（以下「会員」という。）は、前条に定める目的に賛同し、加入を希望する鳥取市内で活動する社会福祉法人とし、複数の事業を営む場合においても法人単位で加入するものとする。

(事業)

第4条 連絡会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換及び交流
- (2) 鳥取市内の福祉ニーズの把握及び課題解決のための取り組み
- (3) 会員の連携による公益的な活動の企画、検討及び実施
- (4) 鳥取県における社会福祉法人の連携による地域公益活動との連携
- (5) 前4号に掲げるもののほか、連絡会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会の決議によって選出される。

3 会長は会務を統括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けるときはその職務を代理する。

5 監事は連絡会の会計及び事業を監査する。

6 役員会は必要に応じ開催するものとする。

7 役員の前任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

9 欠員の補充によって就任した役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条 連絡会の定期総会は、年1回7月に開催する。

2 総会は、会長が招集し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会の議長は、その都度選任する。

4 総会は、会長等（若しくは役員）の選任、予算、決算、事業計画、事業報告等について議決を行う。

5 総会は、会員の総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面により欠席の理由及び総会に付議される事項についての意思を表示した会員は、出席とみなす。

6 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の規定にかかわらず、会員の3分の2が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、総会の決議があったものとみなす。

(会費)

第7条 連絡会の目的を達成するため、会員から会費を徴収することができる。

(改廃)

第8条 この規約の改廃は、総会の決議を経て行う。

(庶務)

第9条 連絡会の庶務（会計事務を含む。）は、会長の属する社会福祉法人にて行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

付 則

この規約は、令和2年10月9日から施行する。